

された者（以下この条において「育休代替臨時職員」という。）であって引き続き新たに職員となったもの」に改め、「地方公営企業等労働関係法適用職員等となった日」の次に「又は育休代替臨時職員となった日」を加え、同条第3項を次のように改める。

3 勤務時間条例第12条第1項第3号の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) 当該年の前年において職員であった者であって引き続き当該年に地方公営企業等労働関係法適用職員等となり引き続き再び職員となったもの
- (2) 当該年の前年において育休代替臨時職員であった者であって引き続き当該年に新たに職員となったもの

第13条の表13の項中「配偶者」の次に「(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。次項において同じ。)」を加え、「14日」を「1月」に改め、「3日」の次に「(再任用短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間を考慮し、人事委員会が定める時間)」を加え、同表中20の項から22の項までを削り、19の項の次に次のように加える。

20	台風、地震、水害、火災その他の災害により職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、職員が当該住居の復旧作業等のため勤務しないことが相当であると認められるとき	1週間を超えない期間内においてそのつど必要と認める期間
21	台風、地震、水害、火災その他の災害、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）による交通の制限若しくは遮断又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められる場合	そのつど必要と認める時間
22	台風、地震、水害、火災その他の災害時において、職員が退勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	そのつど必要と認める時間

第13条の表中19の項を削り、18の項を19の項とし、17の項の次に次のように加える。

18	職員が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年において任命権者が定める期間内において、4日の範囲内でそのつど必要と認める期間
----	---	--

第13条の表中17の項を削り、16の項を17の項とし、15の項を16の項とし、同表14の項中「5日」の次に「(養育する子が複数いる場合にあっては6日)」を加え、同項を同表15の項とし、同表13の項の次に次のように加える。

14	職員の配偶者が出産する場合であってその出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。）を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき	当該期間内における5日（再任用短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間を考慮し、人事委員会が定める時間）の範囲内でそのつど必要と認める期間
----	---	--

第13条の表中23の項及び24の項を削り、25の項を23の項とし、26の項から28の項までを2項ずつ繰り上げる。

第20条第1項中「当該休暇の承認を受けようとする期間の始まる日の前日から起算して1週間前の日までに」を「あらかじめ」に改める。

第21条第1項に次のただし書を加える。

ただし、同項の請求があった場合において、当該請求に係る期間のうちに当該請求があった日から起算して1週間を経過する日（以下この項において「1週間経過日」という。）後の期間が含まれているときにおける当該期間については、1週間経過日までに承認するかどうかを決定することができる。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

熊本県職員の任用に関する規則の施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成17年3月9日

熊本県人事委員会委員長 松 尾 隆 樹

熊本県人事委員会告示第1号

熊本県職員の任用に関する規則の施行規程の一部を改正する規程
熊本県職員の任用に関する規則の施行規程（昭和46年熊本県人事委員会告示第1号）の一部を次のように改正する。

第16条第2号中「第5号」を「第6号」に改める。

附 則
この規程は、告示の日から施行する。

正 誤

平成17年2月9日熊本県告示第146号（知的障害者福祉法に基づく事業者の指定）中に誤りがあったので、次のとおり訂正する。

熊本県知事 潮 谷 義 子

（6 ページ表中）

正				
やじろべえの館 天草郡有明町大字赤崎 2012 番地 2	特定非営利活動法人やじろべえ 天草郡有明町大字赤崎 2596 番地 柴田 定征	平成 17 年 1 月 31 日	43000200261146	知的障害者 地域生活援 助

誤				
天草郡有明町大字赤崎 2012 番地 2	え 天草郡有明町大字赤崎 2596 番地 柴田 定征	1 月 31 日		地域生活援 助

平成17年2月25日熊本県公告第146号（土地区画整理事業の事業計画の変更の認可）中に誤りがあったので、次のとおり訂正する。

ページ	正	誤
108	同条第4項	同法第4項